

# 「消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会」 報告書 概要

(資料1-1)

## 背景

### 消費者団体訴訟制度

- 平成19年から、適格消費者団体による差止請求制度がスタート。
- 平成28年から、特定適格消費者団体による被害回復制度がスタート。

- 現状、適格消費者団体の運営は、ボランティアに依存。
- 一方、適格消費者団体・特定適格消費者団体の消費者被害の予防・救済活動には**公益性**あり。  
→ 行政の支援により、一層実効的に機能させることが必要。

### 【消費者裁判手続特例法附則第4条】

政府は、特定適格消費者団体による被害回復関係業務の適正な遂行に必要な資金の確保、情報の提供その他の特定適格消費者団体に対する支援の在り方について、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する観点から、団体の活動への支援の在り方が課題。

→検討会を開催

- 消費者団体、事業者団体、有識者で構成。
- 8回開催(平成27年10月～平成28年6月)。

## 1 情報面の支援

### (1) PIO-NET情報の活用

#### 電磁的方法による情報提供申請

< 現行 >  
団体から国民生活センターに書面申請。

電磁的方法での申請を可能とする。  
(内閣府令改正)

#### 情報提供を申請できる場合

差止請求後に事業者が差止請求対象行為を継続していないか調べたい。

提供できる情報に当該情報が含まれると明記。

#### 提供される情報の範囲

< 現行 >  
事業者名、相談概要等。

処理結果や必要な範囲の情報の提供を検討。

#### PIO-NET端末の配備

PIO-NET端末を団体に配備するよう要望あり。

条件を整えた上で、団体に配備する方向で引き続き検討。

### (2) そのほか

**急増指標** を団体に提供→差止請求・被害回復に活用。

消費生活相談が急増している事業者、商品・役務等を整理したもの。

地方公共団体と団体との連携事例(覚書の締結)を周知。

悪質事業者に関する情報収集等は、関係機関と調整した上で、引き続き検討。

## 2 財政面の支援

(1) 先駆的プログラム(地方消費者行政推進交付金)の活用 →取組事例の一層の周知。

### (2) 寄附増進の方策

制度の周知・広報  
国民からの支援が促進されるよう制度等を周知。

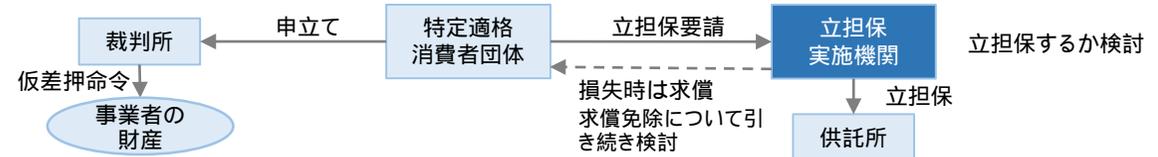
民間基金

税制、クラウド・ファンディング  
認定NPO法人制度・クラウド・ファンディングの活用が望ましい。

差止請求・被害回復に活用できる民間基金創設が検討されている。

- 消費者庁は積極的に周知すべき。  
→基金創設を後押し。
- 基金運営への消費者庁の関与の適否・その内容は、引き続き検討。

## 3 仮差押えの担保に係る措置



- 悪質事業者に対してはその財産の仮差押えをする必要あり。
- 仮差押えの申立てをする際の担保額は高額になりやすい。

- 第三者が立担保できる措置を設ける。
- 立担保実施機関は高い公益性と消費者問題に関する専門的知見が必要。

## その他

### (1) 提出すべき書類の簡素化

活動実績関係書類の簡素化。 認定申請の添付書類としての議事録について、縦覧手続での非公開化。 役員住所等の変更届免除。

### (2) 認定の有効期間(現行3年)の伸長

### (3) 会計

活動計算書(NPO法人)・正味財産増減計算書(公益法人)を収支計算書の代替として取り扱う。 区分経理の統一的な考え方(業務ごとの費用按分の方法)について、整理。